

## 真狩村通学支援事業要綱

平成 31 年 3 月 15 日  
教育委員会告示第 7 号

### (趣旨)

第 1 条 この要綱は、村内の自宅から他市町村高等学校へ通学する生徒の通学に係る費用について補助することにより、保護者の経済的負担を軽減するとともに、公共交通の利用を促進することを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この要綱において、次の号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 保護者 親権者、監護者及び未成年後見人その他当該生徒を養育しているもの
- (2) 申請者 補助対象者の保護者であって、この要綱による補助金の交付を受けようとするもの

### (補助対象者)

第 3 条 補助金の交付対象者は、村内に住居し、他市町村の高等学校へ通学する生徒とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、申請者に村税等の滞納（申請月日に属する月の前月までの未納）がある場合は、補助を交付しない。

### (補助金の額)

第 4 条 補助金の額は、通学のための鉄道及び路線バス（以下「交通機関」という。）の通学定期乗車券（以下「定期券」という。）購入費の 1/2 以内とする。ただし、本事業以外で同様の支援を受けている場合は、その支援額と本支援額の合計が定期券購入額の 1/2 を超えない額とする。

- 2 補助の期間は、高等学校に在学する期間を限度とし、在学期間を超える有効な定期券については、適用期間を日割りで算出する。
- 3 4 月 1 日（以下「適用日」という。）以前から引き続き、適用日以後も有効な定期券については、適用期間を日割りで算出する。
- 4 年度をまたぐ有効な定期券については、年度ごとに申請及び補助金の交付を行うこととし、適用期間を日割りで算出する。
- 5 紛失等により定期券を再購入したときは、重複する期間は除くものとする。

(補助金の申請)

第5条 申請者は、真狩村通学支援補助金交付兼請求書（別記様式第1号。以下「申請書兼請求書」という。）に学生証の写し、定期券の写しまたは購入金額を証明する書類の写しを添付し、村長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定等)

第6条 村長は、前条の申請書兼請求書が提出され、その内容を審査し、適當と認めた場合は、真狩村通学支援事業補助金交付決定通知書（別記様式第2号）により申請者に対して通知するものとする。

- 2 村長は、前項の審査の結果、助成が適當ではないと認めた場合は、真狩村通学支援事業補助金申請却下通知書（別記様式第3号）により申請者に対して通知するものとする。
- 3 村長は、第1項の規定により交付を決定した場合は、交付を決定した日から起算して30日以内に補助金を支払うものとする。

(補助金の返還)

第7条 村長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。